

平成 31 年第 1 回庄原市教育委員会 会議録

- 1 日 時 平成 31 年 1 月 21 日 (月) 午後 1 時 00 分開会
午後 2 時 46 分閉会
- 2 場 所 庄原市役所 本庁舎 5 階 第 2 委員会室
- 3 出席委員 教 育 長 牧原 明人
教育委員 末信 丈夫、横山 和明、神本 久美、立花 有佐
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員 教育部長 片山祐子
教育部教育総務課長 荘川隆則
教育部教育指導課長 東直美
教育部生涯学習課長 花田譲二
教育部教育総務課総務係長 亀山慎也
教育部教育指導課学事係長 岡崎敏朗
教育部教育指導課指導係長 横山博之
- 6 傍 聴 人 なし
- 7 議事日程 日程第 1 教育長報告
日程第 2 議案第 1 号 庄原市高等学校存続対策奨学金貸付金条例の廃止
について
日程第 3 議案第 2 号 庄原市奨学金支給条例の廃止について
日程第 4 議案第 3 号 平成 31 年度使用特別支援学級用教科用図書採択
について
日程第 5 個別報告及び協議事項
①市議会 12 月定例会一般質問の概要（教育委員会関係）について
②平成 30 年度教育行政施策の方針に基づく中間点検・評価について
③平成 31 年度教育委員会嘱託員・臨時職員の雇用について
その他

教育長	<p>— 開会 午後1時00分 —</p> <p>ただいまから平成31年第1回庄原市教育委員会を開会します。会議日程に従いまして進めます。</p>
教育長	<p>日程第1 教育長報告</p> <p>日程第1 教育長報告を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度広島県教育賞の受賞について ・鈴木三重吉賞の入賞作品について ・体力づくりについて ・働き方改革について ・部活のガイドライン作成について ・スマートフォン・携帯電話について ・平成31年度当初予算について ・学力向上のための実践交流会について ・イェナプランについて ・図書館での接遇指導について <p>次に教育部長から報告をお願いいたします。</p>
教育部長	<ul style="list-style-type: none"> ・議会定例会について ・インフルエンザの流行について ・教育長ミーティングについて
教育長 教育総務課長	<p>それでは、各課から報告をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設・設備の充実 ・遠距離通学児童生徒への支援 ・学校給食の充実 ・幼稚園教育の充実 ・奨学金制度による就学支援 ・庄原市立学校適正規模・適正配置基本計画に基づく取組の推進 ・市議会への対応 ・主な会議・行事等
教育長 教育指導課長	<p>続いて教育指導課長をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力定着・向上について ・生徒指導対策について ・外国語教育推進について ・児童・生徒の動向について ・教職員の動向について ・卒業証書授与式について ・平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜について ・全国学力・学習状況調査について

<p>教育長 生涯学習課長</p>	<p>続きまして、生涯学習課長お願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習・社会教育の充実について ・芸術・文化の推進について ・スポーツの推進について ・各種行事等
<p>教育長 教育総務課長</p>	<p style="background-color: #cccccc;">日程第2 議案第1号</p> <p style="background-color: #cccccc;">「庄原市高等学校存続対策奨学金貸付条例の廃止について」</p> <p>日程第2、議案第1号、庄原市高等学校存続対策奨学金貸付条例の廃止について議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>それでは議案集をお開き下さい。議案第1号・第2号の説明資料として、資料No. 4を配布しておりますので、こちらのほうも合わせてご覧下さい。議案第1号、庄原市高等学校存続対策奨学金貸付条例の廃止について御説明させていただく前に、庄原市の奨学金制度の見直しについて、全体の話をしていただければと思います。先ほど申しあげました資料No. 4の議案第1号・第2号説明資料をお開き下さい。その奨学金制度の見直しについてということで以前にも提案、説明をさせていただきましたが、全体的なところを最初にご説明させていただきます。</p> <p>まず、1.改正の趣旨です。本市では、学習の意欲がありながら経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒や学生に対し、学資の貸付等を行い、有望な人材の育成の途を開くことを目的として、「庄原市奨学金（貸付）」「庄原市高等学校存続対策奨学金（貸付）」「庄原市奨学金（支給）」の3事業を実施しているところです。この3事業の中で、貸付条件が悪く、過去7年間貸付実績がない庄原市高等学校存続対策奨学金（貸付）及び、基金残高の不足等により制度の継続が困難な庄原市奨学金（支給）を廃止して、庄原市奨学金（貸付）に一本化しようとするものです。</p> <p>次に、2.制度概要については、これまでも説明をしておりますので省略させていただきますが、こちらにあります奨学金について（1）から（3）まで3つの事業を現在行っており、条件等については、ここに記載してある通りです。</p> <p>3.制度の現状と課題です。まず、（1）庄原市奨学金（貸付）ですが、こちらについて申請者は若干減少傾向ではありますが、毎年一定程度の申請もあり、必要性は高いとしております。（2）庄原市高等学校存続対策奨学金（貸付）、こちらも貸付型ですが、（1）庄原市奨学金（貸付）が貸付月額等に於いて高等学校存続対策奨学金と比べ充実をしており、過去7年間貸付実績がない状況です。また、この奨学金貸付の対象は、西城紫水高等学校に在学しているもの、または卒業後、専修学校等へ進学したものであるということで限定的なものです。また、経済的理由による資格要件がない、所得要件がないなど、他の高等学校へ進学したものと均衡を欠いているというような状況です。（3）庄原市奨学金（支給）です。こちらにつきましては、現在、国や県による授業料減免、奨学金支給制度や、生活保護制度の生業扶助等が</p>

充実をしてきているところです。また、庄原市奨学金貸付制度につきましても、平成 22 年から返還免除として、定住により、返済開始後 3 年以上定住しておられれば、返済しなくても良いという、返還免除の制度というものもあります。また、この支給制度につきましても、財源である庄原市奨学金基金の残高が不足をしており、現在、新たな募集ができず、制度の継続が困難な状況になっているところがございます。

4. 制度見直しの方針です。(1) 庄原市奨学金(貸付)については、現行どおりの制度を継続する予定です。(2) 庄原市高等学校存続対策奨学金につきましては、廃止という方向です。先ほど申し上げたように、学校が限定されること、また、貸付額等についても、庄原市奨学金(貸付)の方が充実しているということから、庄原市奨学金(貸付)に包含をするような形で一本化し、制度を廃止するように考えています。また、(3) 庄原市奨学金(支給)制度ですが、こちらも廃止ということとなります。この奨学金については、旧西城町で支給制度として実施したものを、新市に引き継いだもので、合併時の協議では、基金がなくなった時点で廃止をするとしていたものです。実際に新たな支給を行うには基金残高が不足している状況であり、制度を廃止するものです。

5. 関係例規の改正です。今回、教育委員会議へ諮らせていただいているのが、(1) から (4) までです。(3) (4) につきましては、(2) の奨学金支給条例の廃止の附則により改正をすることとしており、実際には今回 4 本の条例の廃止、または一部改正を提案するというものです。また、(5) (6) については、関係例規になりますので、条例改正の議会議決が受けられましたら、また改めて教育委員会議のほうへ提案をさせていただきます。

6. 施行期日ですが、平成 31 年 4 月 1 日を予定しております。

7. スケジュールです。これまでの内部協議から、本日の教育委員会議、また、今後 2 月 6 日には、議員全員協議会がありますので、議会のほうへ説明をさせていただくように考えております。

8. 添付資料です。こちらについても、御説明を致します。3 ページの資料 1-1 からです。こちらが現在の庄原市奨学金制度の概要及び現状ということになります。それぞれ貸付型、給付型に分けて記載をしております。先ほど申し上げたように、②庄原市高等学校存続対策奨学金については、資格要件のところへ経済的要因で修学困難と認めるということがありませんので、所得の要件がないものになります。また免除要件としては、庄原市奨学金(貸付)では、定住免除、返還義務が生じた時から返還完了までの期間において、継続して 3 年以上市内に居住し、引き続き市内に居住する場合は貸付の場合、返還が免除になりますが、こういったものが、庄原市高等学校存続対策奨学金にはないというのが現状です。貸付月額につきましては、この表のとおりですが、庄原市高等学校存続対策奨学金については、授業料相当額ということで、かなり低い金額となっております。続いて 4 ページ、③がこれまでの貸付状況です。新規の貸付が①で、大体 30 件前後で推移しておりま

したが、ここ2年ぐらいは20件程度で推移しており、申請は多い状況が続いております。比較して②の高等学校存続対策奨学金については、平成22年に3件貸付がありましたが、その後は全く貸付がない状況でした。⑦奨学金支給の残高状況ですが、こちらについては表の1番下が基金残高になっており、基金の残高の減少により、平成27年に2名の決定をし、その後は、その2名の方の支給が終われば、新たな貸付をするだけの基金がないということで、28年度以降は募集を停止している状況です。5ページ、資料1-2が広島県内他市の状況です。こちらはご覧のとおり、その奨学金の給付型の制度があるのが、庄原市と竹原市で、竹原市においては企業の寄附により支給しておられるものであり、庄原市はそういう状況ではないこと、また、広島県の方で一時金ですが、現在は新たに大学等進学奨学金や、広島県高校生等奨学給付金という支給の制度がございます。また、日本学生支援機構のほうにも現在給付型の奨学金制度がございます。最後、6ページでございます。高等学校等生徒に対する支援の状況ということで、先ほどの奨学金の支給制度が高等学校の生徒を対象としたものということで、現在、高等学校で授業料等の支援としてどういうものがあるのかということです。まず、1高等学校授業料無償化です。平成22年4月から公立学校等の授業料の無償化が始まっております。私立については、公立高校相当ということで、若干の減額になっています。また、制度改正により、平成26年4月からは、高等学校等就学支援金制度とし、授業料減免、私立については、所得に応じた加算金の追加をし、学費免除の拡大が図られたところです。合わせて、所得制限が加わり、所得の高い方については、個々の授業料の減免が受けられないというような制度に変わっているところです。次に、2生活保護制度です。こちらの制度は、先ほどの奨学金の支給制度が生活保護世帯、または、それに準ずる世帯ということになっております。実際に生活保護を受けておられる世帯であれば、この表の(2)の高等学校等の欄に、いろんな月額または年額モデル支援があります。実質高等学校学費に関しては、各市が生業扶助により支給することになっておりますので、生活保護の世帯であれば、実際に学費はほとんどかからない状況です。だんだん改善されてきております。また、3広島県高校生等奨学給付金です。こちらのほうは、給付型の奨学金制度であり、一時金ですが、この制度は平成26年4月から始まっており、生活保護世帯または市町村民税所得割非課税世帯に対し一時金を給付しているものです。国公立高校であれば、該当世帯の2人目以降の高校生に対する金額ですが、最大で12万9,700円(年額)の支給があり、現在こういった制度も充実しております。また基金もないという状況ですので、今回庄原市奨学金の支給を廃止する提案をするものです。

それでは、議案のほうへ戻っていただきまして、議案第1号の説明に入ります。議案書の1ページです。庄原市高等学校存続対策奨学金貸付条例の廃止についてということで、今回庄原市奨学金制度を見直しするに当たり、この庄原市高等学校存続対策奨学金貸付条例を廃止することについて、規定に基づき、教育委員会の決定を求めるものです。2ページが、実際の条例の改正案です。庄原市高等学校存続

教育長	<p>対策奨学金貸付条例を廃止する条例とし、「庄原市高等学校存続対策奨学金貸付条例は廃止する」とあります。附則として、施行期日を平成31年4月1日からとしております。平成31年4月に廃止ということです。また、経過措置とし、この条例の施行の前日までに決定した奨学金の貸付にかかわる条例の規定は、この条例の廃止後もその効力を有するというので附則を付けさせて頂いております。議案第1号の説明は以上です。御審議の程よろしくお願ひします。</p>
委員	<p>ただいまの説明において、何か質疑がありますでしょうか。</p>
教育長	<p>それでは、議案第1号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
	<p>賛成全員ですので、議案第1号は決定されました。</p>
	<p>日程第3 議案第2号</p>
	<p>「庄原市奨学金支給条例の廃止について」</p>
教育長	<p>日程第3、議案第2号、庄原市奨学金支給条例の廃止について議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>議案第2号、庄原市奨学金支給条例の廃止についてです。こちらにつきましても、庄原市奨学金制度の見直しに基づき、庄原市奨学金支給条例を廃止することについて、規定に基づき、教育委員会の決定を求めるものです。4ページが実際の改正案です。庄原市奨学金支給条例を廃止する条例とし、庄原市奨学金支給条例は廃止するとしております。附則として、施行期日を平成31年4月1日からとしております。また、附則第2項の経過措置です。この条例の施行の日の前日までに決定した奨学金の支給については、この条例施行後も、なおその効力を有するとしております。また、附則第3項で、庄原市奨学金基金条例の廃止をうたっております。これは先ほど申し上げた通り、庄原市奨学金支給条例に基づく奨学金の支給については、庄原市奨学金基金のほうから支給をしていたものです。この支給条例の廃止に伴い、基金の条例も廃止するものであり、「庄原市奨学金基金条例は廃止する」としております。また、同時に附則第4項で、庄原市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正を行うように予定しております。こちらは先ほど、今回廃止する2つの条例に、個人番号の利用、マイナンバーを用いて、住民票情報や所得の情報を調査できるようにしてはいたしましたが、条例がなくなることで個人番号の利用の必要もなくなりますので、表にあります個人番号に関する条例から、高等学校存続対策奨学金関係と、奨学金支給条例関係のものを削除するものです。具体的には、新旧対照表で説明をさせていただきます。5ページをご覧ください。こちらに附則第4項による改正として、庄原市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表がございます。右側が現行で左側が改正案です。まず、別表第1が第4条の関係であり、個人番号の利用範囲を定めたものです。こちらの別表第1の中に教育委員会関係のものがあ</p>

<p>教育長</p> <p>委員</p> <p>教育長</p>	<p>りますが、その中の2項が庄原市奨学金支給条例による奨学金の支給に関する事務であって規則で定めるもの、3項が庄原市学校存続対策奨学金貸付条例による奨学金の貸付けに関する事務であって規則で定めるものであり、個人番号の利用ができるものとしてこちらのほうへ定めておりましたが、こちらを削除します。これに伴い、現行の4項以降が2項ずつ繰り上がり、4項が2項に、5項が3項に繰り上がるものになります。また、特定個人情報の提供を定めたのが第5条の関係ですが、こちらが別表3です。こちらに情報照会機関、事務情報提供機関の特定個人情報のことについての記載があり、庄原市奨学金支給条例による奨学金支給に関する事務であって規則で定めるものであり、実際に取り扱う特定個人情報は、財政関係情報であって規則で定めたもの、また、住民票関係情報であって規則で定めるもの、めくって頂いて6ページの高等学校存続対策奨学金貸付条例による奨学金の貸付けに関する事務であって規則で定めるものとして、住民票関係情報であって規則で定めるもの。このこちらのほうが条例の廃止により不要となります。こちらの2つの項を削除し、それに伴い、4項が繰り上がって2項になるものです。なお、先ほど申し上げましたが、こちらの条例廃止に伴い、関係する規則等につきましては、この条例改正を議会で議決頂き、条例廃止後、改めて教育委員会に提案をさせていただく予定としております。議案第2号の説明は以上でございます。</p> <p>議案第2号について説明がありましたが、何か質問がありますでしょうか。</p> <p>それでは議案第2号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>賛成全員ですので、議案第2号は決定されました。</p>
	<p>日程第4 議案第3号 (非公開)</p> <p>「平成31年度使用特別支援学級用教科用図書採択について」</p>
<p>教育長</p> <p>教育総務課長</p> <p>教育指導課長</p>	<p>日程第5 個別報告及び協議事項</p> <p>日程第5、個別報告及び協議事項に移ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市議会12月定例会一般質問の概要(教育委員会関係)について ・平成30年度教育行政施策の方針に基づく中間点検・評価について ・平成31年度教育委員会嘱託員・臨時職員の雇用について ・庄原市子供の生活実態調査報告について
<p>教育長</p>	<p>以上をもちまして第1回教育委員会を閉会いたします</p> <p>— 閉会 午後2時46分 —</p>